

# 昭電は知っていた

## 有機水銀説 2教授が証言

新潟水俣病

新潟県阿賀野川下流域で発生した有機水銀中毒事件(新潟水俣病)の損害賠償請求訴訟を審理している新潟地裁民事部(宮崎啓一裁判長)は一日、東京地裁で出張証人尋問を行なった。この日の証人は

日本化學工業協会の工場排水対策委員会の上に三十四年春に設置された「田宮委員会」(委員長・田宮猛雄(大名著教授))の当時のメンバー、齊藤守東大教授と大八木義彦(千葉大教授)。両証人も「田宮委員会」の大勢は旭本水俣病の原因が有機水銀説だったこと、同委員会には安西正夫昭和電工社長(当時)も出席、関係していたことを証言した。

原告側はこの日の証言で、阿賀野川の有機水銀中毒患者が発生した時点(三十九年ごろ)より以前に、すでに昭電側が有機水銀原因説を知っていたことが一層明らかになつたとしている。

反対尋問は今月十、十一両日、新潟地裁で行なわれるが、五月中に予定される結審を控え、いよいよ大詰めの段階にはいる。

この裁判は有機水銀中毒患者や

遺族計七十人が「原因は昭和電工鹿瀬工場の廢液だ」と昭和電工に対し総額四億円余を請求してい

るものだが、原告側は昨年九月、請求の原因を「過失」から「未必の故意による殺人」に切り替えた。

これは三十四年に旭本水俣病について旭本大学と厚生省特別班が

相次いで有機水銀原因説を明らかにし、旭本のチソ(当時新日本造船)水俣工場が有機水銀の浄化槽(そうを)を設置しているにもかかわらず、昭和電工鹿瀬工場ではなん

の処置も取らず、かえって生産量をふやしていたことなどが理由。

そして原告側は「故意」の主張の一つとして「田宮委員会を通じて昭電側は水俣病の原因が有機水銀であることを十分知っていたはず」と主張していた。

原告側弁護団は委員会での発言メモをもとに尋問を行なつたが、

大八木両証人は「委員の中には沿岸電作東大教授の二人の

銀原因説は委員会では消えた」という証言をきっぱり否定した。また両証人とも三十五年四月八日の同委員会の初会合に、安西昭和電工社長(当時)も出席していたことを明らかにした。また、両証人は旭本水俣病の原因説をもとにしたところを明らかにした。

「きょうの尋問で未必の故意の立証はほぼ終了、昭和電工の責任はない」と述べた。

原告側の渡辺喜八弁護団長は「一層はつきりした」と語っている。

原告側の渡辺喜八弁護団長は「きょうの尋問で未必の故意の立証はほぼ終了、昭和電工の責任はない」と述べた。

原告側の渡辺喜八弁護団長は「きょうの尋問で未必の故意の立証はほぼ終了、昭和電工の責任はない」と述べた。

原告側の渡辺喜八弁護団長は「きょうの尋問で未必の故意の立証はほぼ終了、昭和電工の責任はない」と述べた。

原告側の渡辺喜八弁護団長は「きょうの尋問で未必の故意の立証はほぼ終了、昭和電工の責任はない」と述べた。